

日本犬標準（審査標準）

中 型

1. 本質と其の表現 悍威に富み良性にして素朴の感あり、 感覚鋭敏、 動作敏捷にして歩様軽快弾力あり。
 2. 一 般 外 貌 雄雌の表示判然とし体軀均整を得、 骨格緊密にして筋腱発達し、 雄は体高体長の比 100 対 110 にして、 雌は体高に比し体長稍長し。体高雄 52 糎、 雌 49 糎とし、 上下各 3 糎の差は許される。
 3. 耳 小さく三角形にして、 稍前傾して、 緊乎と立つ。
 4. 目 稍三角形にして外眦上り、 虹彩濃茶褐色を呈す。
 5. 口 吻 鼻梁直に吻緊り、 鼻鏡緊り良く唇引緊り、 歯牙強健に噛み合せ正し。
 6. 頭 ・ 頸 額広く、 頬部良く発達し、 頸部逞し。
 7. 前 肢 肩甲骨適度に傾斜して発達し、 前腕直に趾緊握す。
 8. 後 肢 力強く踏張り、 飛節強靱にして趾緊握す。
 9. 胸 深くして肋適度に張り、 前胸発達良し。
 10. 背 ・ 腰 背直に腰強勁なり。
 11. 尾 太く力強く、 差尾または巻尾をなし、 長さは略飛端に達す。
 12. 被 毛 表毛剛にして直く、 綿毛軟にして密生し、 尾毛稍長く開立す。毛色は、 胡麻、 赤、 黒、 虎、 白とし、 毛質・毛色は日本犬の特質特徴をもつ可し。
- 減点 1. 後天的損傷および栄養管理不適。
2. 体色に副わざる鼻色。
3. 毛色斑。
- 失格 1. 日本犬の特徴を欠くもの。
2. 著しき下顎突出及び下顎後退せるもの。
3. 奇形的短尾なるもの。
- 注意 距は成る可く除去すべし。

大 型（中型標準に異なる項下記の如し）

1. 本質と其の表現 悍威に富み良性にして素朴の感あり、 挙措重厚なる可し。
 2. 一 般 外 貌 雄雌の表示判然とし体軀均整を得、 骨格頑丈にして筋腱発達し、 雄は体高体長の比 100 対 110 にして、 雌は体高に比し体長稍長し。体高雄 67 糎、 雌 61 糎とし、 上下各 3 糎の差は許される。
 11. 尾 太く力強く巻尾をなし、 長さは略飛端に達す。
- 失格 4. 尾巻かざるもの。

小 型（中型標準に異なる項下記の如し）

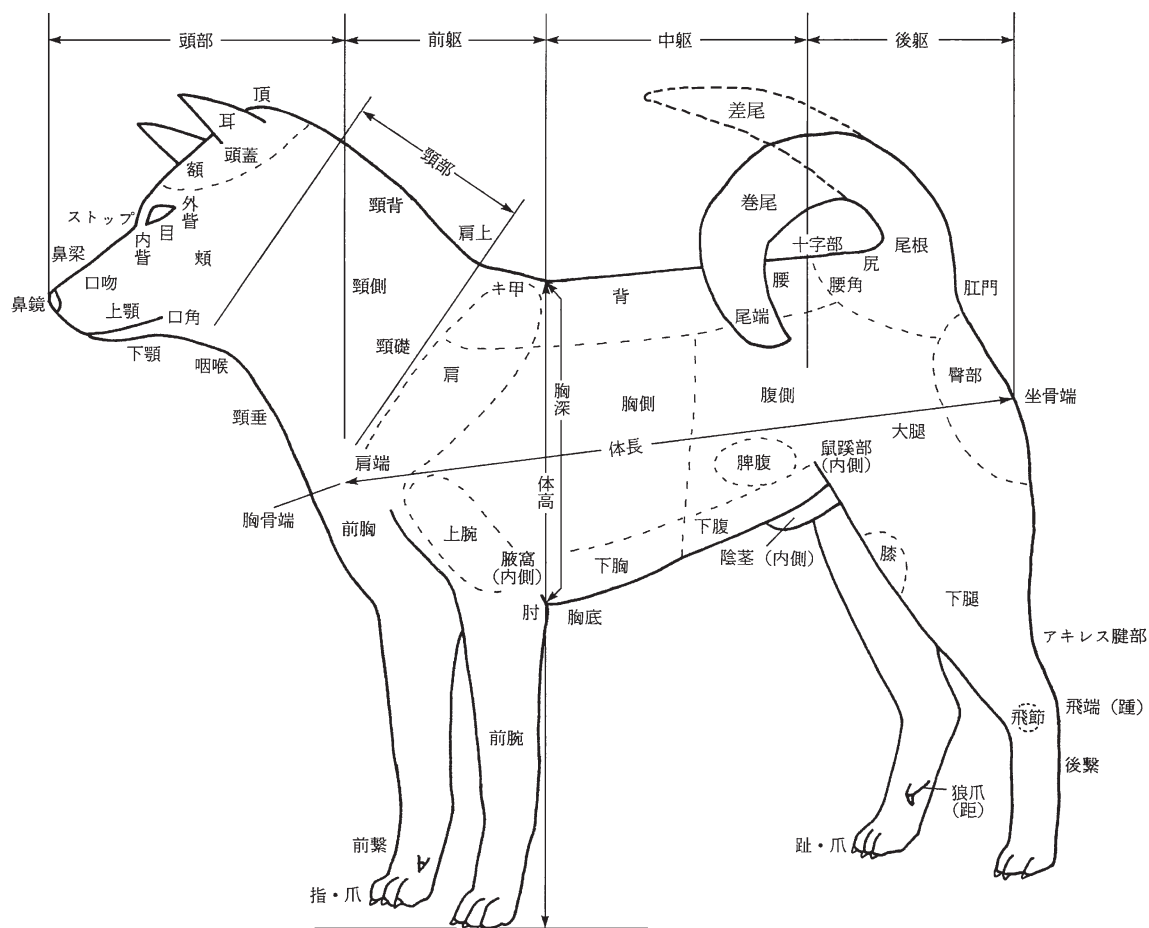
2. 一 般 外 貌 雄雌の表示判然とし体軀均整を得、 骨格緊密にして筋腱発達し、 雄は体高体長

の比 100 対 110 にして、雌は体高に比し体長稍長し。体高雄 39.5 糎、雌 36.5 糎とし、上下各 1.5 糎の差は許される。

付 則

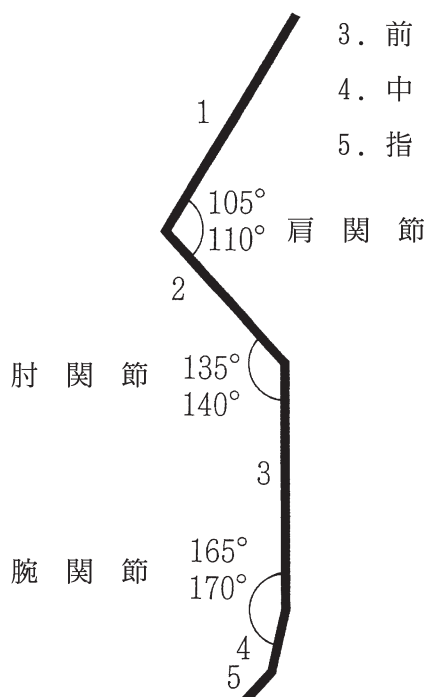
- | | |
|--------------|-----------------------|
| 1. 尾 の 呼 称 | 1. 差尾 |
| | 2. 卷尾（太鼓卷、右卷、左卷、二重卷） |
| 2. 毛 色 の 呼 称 | 1. 胡麻（胡麻、白胡麻、赤胡麻、黒胡麻） |
| | 2. 赤（赤、淡赤、紅赤） |
| | 3. 黒 |
| | 4. 虎（虎、赤虎、黒虎） |
| | 5. 白 |

日本犬の各部名称図



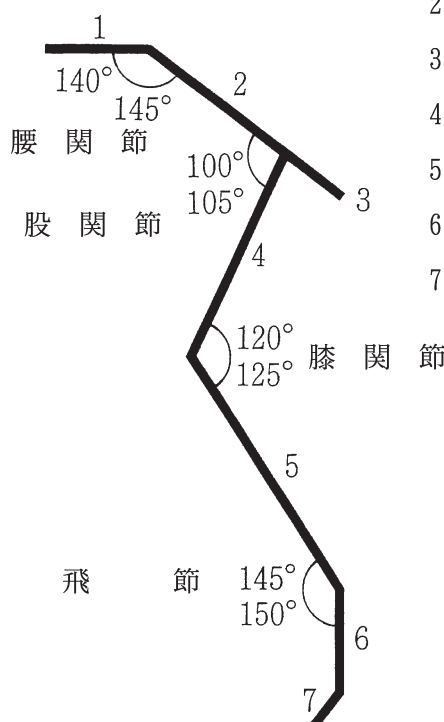
前肢関節角度

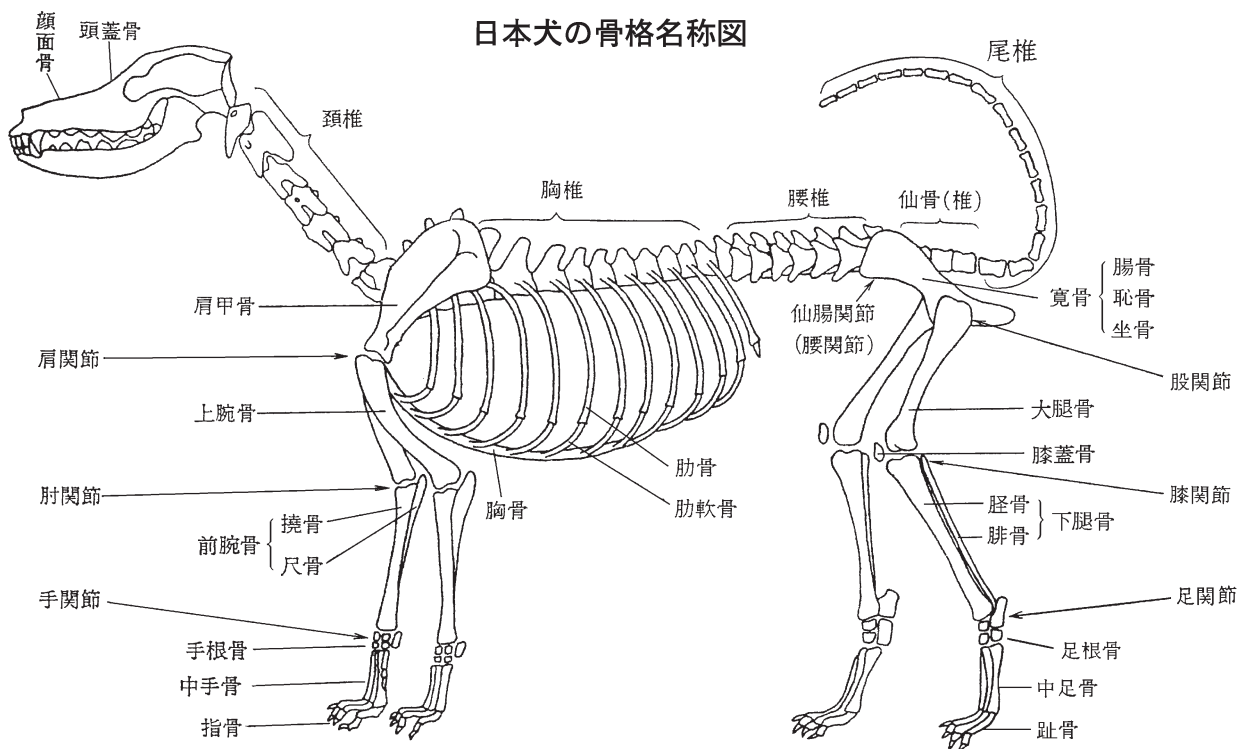
1. 肩 甲 骨
2. 上 腕 骨
3. 前 腕 骨
4. 中 手 骨
5. 指 骨



後肢関節角度

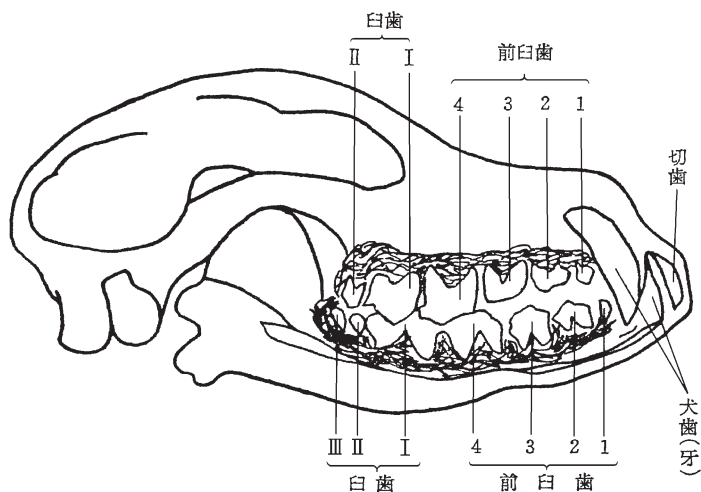
1. 腰 椎 骨
2. 寛 骨
3. 坐 骨
4. 大 腿 骨
5. 下 腿 骨
6. 中 足 骨
7. 趾 骨



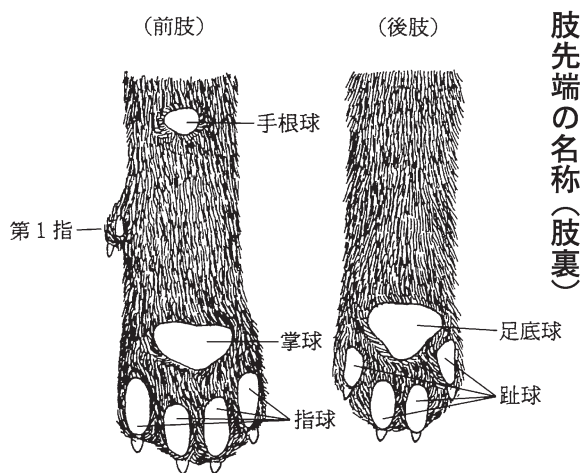
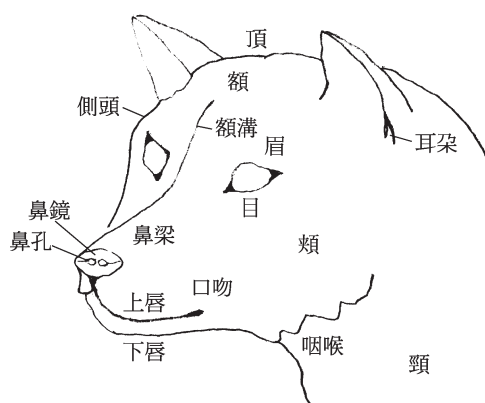


日本犬の骨格名称図

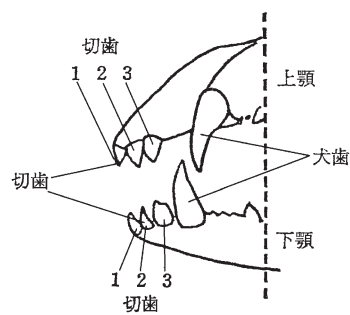
日本犬の歯名称図



日本犬の頭部名称図



肢先端の名称(肢裏)



日本犬の歯名称図

名称	切歯	犬歯	前白歯	白歯	計
上顎	左 3	1	4	2	10
	右 3	1	4	2	10
下顎	左 3	1	4	3	11
	右 3	1	4	3	11
計	12	4	16	10	42

歯の数

日本犬標準に関する審査決議事項

歯 牙

日本犬は、歯牙強健、咬合、歯数とも正しいという前提に立ち、欠歯の是正に努めるため次の方法をとる。

1. 欠歯のあるものには優良評価を与えない。
2. 欠歯は、先天後天いずれも同じとする。
3. 折損歯、歯質不良、弱小歯、腐蝕歯はその程度によって審査員の裁量とする。

咬合の異常について

1. 切端咬合ならびに切歯の乱れは、優良にしない。
2. オーバーショットならびにアンダーショットは優良にしない。

目 の 色

虹彩は、色素量の蓄積の多寡によって種々な色に分かれ、濃茶褐色、茶褐色、茶色、黄色、灰色、まで現われる。濃茶褐色を理想とし黒色であってはならない。

目の色の判定

1. 標準色は濃茶褐色で、虹彩が瞳を含めて一色に見える濃さを保つもの。
2. 標準色より、やや淡いが茶褐色を保つものは優良にできる。
3. 標準色より著しく淡いもの、虹彩の色が部分的に茶色または黄色で蛇の目型を示すものは減点する。
4. 虹彩の色が淡黄色または灰色を示すものは大きく減点する。

小型犬の目のあり方

1. 三角形の切れ方は中型犬とはちがうことを認識させる。
2. 虹彩に準じて、目の力を大切にしよう指導する。

大型犬の斑毛の許容範囲

胴体にある大きい斑毛、または甚だしく見苦しい斑紋以外は許容する。

注 胴体にある大きい斑毛とは、いわゆる牡丹斑のことである。また甚だしく見苦しい斑紋とは、およそ日本犬的でない「いわゆるホルスタインのごとき」斑毛をいう。

被毛色の裏白について

左の部分の白毛は“裏白”と見なし、斑毛としない。

1. 顔は口吻および頬 但し、鼻梁、逆マスクは除く。

2. 顎、頸、胸、腹の各下部。
3. 前胸およびその延長と見られる肩関節までで肩に広くかからない。
4. 前肢は肘関節、後肢は膝関節まで。
5. 尾先

注1 裏白は日本犬の特徴とするが、裏白といえども白毛の拡張とならぬよう指導する。

注2 四肢にある斑点（サラサ）の顕著なものは減点する。

ヨゴレ白の被毛

1. ヨゴレ白とは、耳、頸、背、腰の上部、肢または尾が赤ボケとなる毛色をいう。これは好ましくないが白毛と認める。
2. ヨゴレ白が明らかに境のある斑紋を示すものは、認めない。

中・小型犬の被毛

1. 毛色は、明瞭な冴え味をもつこと。
にぐりの無い、濃い色素のものに指導し、褪色の防止に努める。
2. 逆マスク（鼻梁、目の上縁から両頬にかかる白毛）は好ましくないので減点する。

中型犬の毛色

1. 紀州犬・四国犬の毛色は、胡麻・赤・黒・白とする。但し四国犬の白は好ましくないので減点する。
2. 甲斐犬の毛色は虎とする。
3. 北海道犬の毛色は胡麻・赤・黒・虎・白とする。

小型犬の毛色

1. 赤・胡麻・黒・白とする。但し白は好ましくないので減点する。
 2. 胡麻は黒毛・赤毛・白毛が全体的に程よく混ざりあったものを良とする。部分的に黒毛が強くあらわれたものは好ましくない。
 3. 黒は鉄錆色とする。
- 注 鉄錆色とは漆黒で光沢があってはならない。やや褐色を含みいぶしたような黒をいう。

黒 毛

1. 顔面の品位を損なうもの。
 2. 四ツ目の流れたもの。
 3. 頭部、頸部、背部、胴体などに甚だしく褐色を示すもの。
 4. 年齢によって茄子紺色または灰黒色を示すもの。
- 以上はいずれも好ましくないので減点する。

体 高

1. 体高は、肩甲骨上端のやや後方で、被毛を圧して測定する。
2. 体高は、中庸のものを理想とし、標準に示す体高の上限と下限のものは席次を考慮する。
3. 各型とも標準に示す体高でないものは減点する。

口吻、ストップのあり方

1. 豊かな頬から、締りのよい吻出しであること。
2. 口吻は締りとともに、丸味、太さ、厚さ、を大切にする。
3. ストップは浅からず、深からず明瞭であること。
特に浅いものは好ましくないので減点する。
4. 鼻梁の隆起の顕著なものは減点する。

耳について

耳の薄いもの、耳付根の幅の狭いもの、高付きで細長いもの、耳先の反り、耳線の不正、前傾の不足などは、遺伝も強く、好ましくないのでその状態に応じて減点する。

鼻色について

1. 標準にある減点事項の「体色に添わざる鼻色」とは、有色犬の赤鼻をいい、減点する。白色犬にかぎり赤鼻は許容されたとする。
2. 有色犬の褪色と見なす甚だしく色調の淡いものは日本犬の特色を失い好ましくない。この褪色と見なす有色犬の赤鼻は減点する。この場合、許容の白色犬のヨゴレ白と同一に見てはならない。
3. 被毛色、鼻色、口唇、肛門、目色、皮膚の色などの色素を観察し、減点条項を適用する。

鼻鏡の小班について

鼻鏡の一部に、小さい斑点のある場合がある。これは一時的に現われることもある。

もちろん好ましいものではないが、総体的の色素のあり方を勘案し、ただこの小班のみで減点しない。

舌 斑

1. 舌斑があることは好ましくない。ただし僅かなものは許容する。
2. 僅かとは、見える位置において、指頭ぐらいの大きさとする。
型別により大きさの勘案を要する。

下顎について

下顎の薄いもの（鴨嘴）は好ましくない。その状態に応じ減点する。

口唇の弛みについて

口唇の弛み、上唇の被いかぶりの著しいものは減点する。

胸 深

胸深は、体高のほぼ半分くらいあるのをよしとする。

浅くても体高の 45 パーセント以上とし、それ以下は減点する。

“背直に” の定義

背の定義は、第 1 胸椎から第 13 胸椎までであるが、標準に示すものは、このみが直でなく解剖学上からは、胸椎 13、腰椎 7、仙骨 1（仙椎 3）まで、外貌では、背部、腰部より尾の付根までを直とする。

四肢の関節角度および肘

1. 四肢の関節角度は、添付の図解を、日本犬の正しい関節角度とみなす。
2. 肩甲骨の傾斜角度の浅いもの、四肢の関節角度の正しくないもの、前胸の発達の悪いもの、肘の外転したものは、いずれも状態に応じて減点する。

股関節の奇形、異常および腰部

1. 股関節の奇形、異常は減点する。
2. 股関節および腰部の弱いものも減点する。

趾の緊握について

著しく趾の握の緩いものは好ましくないので減点する。

後天的の損傷

1. 後天的の損傷により、日本犬としての特質と表現を、著しく損なうものは減点する。
2. この損傷には、故意のものがあるのでこれには厳しく対処する。

ハンドラーの行為

ハンドラーは犬の後方に位置しリングでの立たせかたは、その犬のもつ自然的な姿勢をとらせる。特に頸の釣り上げによって不自然で窮屈な姿勢をとらせたり、他犬に対して必要以上に接近させて抗争姿勢や敵視的な行為をとらせてはならない。

性 器

1. 片睾丸は、評価良以下とする。
2. 両伏睾丸は、失格とする。
3. ポリープと確認のものは失格。

ただし、全治すればよい。

審査上の決議事項

ひん 稟 せい 性

日本犬の審査にあたっては、個体審査中のみでなく、リング内では常にその犬の稟性について観察しなければならない。リング態度、鳴き声などに注意を要する。

咬合、欠歯、口中の審査について

不正咬合、欠歯、舌斑などは、評価に大きく影響を及ぼすので、その検査は、厳重に行うべきである。飼育者、ハンドラーの協力を得ても、なお抵抗して検査することができないものは、標準に示す「悍威に富み、良性にして」に、反するものである。これは咬合、歯数、舌斑の良否を超えて、日本犬の本質の欠陥又は本質の不良性を示すものとして、大きく減点する。

優良評価について

優良評価は、日本犬標準ならびに審査決議事項によって厳選する。

若犬組の審査について

1. 標準に示す体高の満たないものには優良評価を与えない。
2. 被毛が柔らかいのは時期的にある程度やむを得ないとして認める。
被毛色は現状で判断する。
3. 顔貌は現状で判断する。

幼犬組の評価基準と評価の名称

幼犬組は、もっとも発育途上にある。この審査は「生後の日数を特に考慮し」その日の状態で、本質、構成、体様、発育状態、飼育管理などを総合して、もっとも良しとするものを幼優、それにつぐものを幼良として評価する、もっとも劣るものは幼可、日本犬の本質に添わないものは失格とする。

性徴の確立

標準書では雄雌の表示判然となっている。作出にも影響があるので審査には性徴を標準どおり正しく評価に反映させる。

減点と許容について

1. 減点条項に該当するものは、優良評価を与えない。
2. 許容条項で優良評価を与えてとしても条件がついている。
他の優劣の条件が同一ならば席次は完全なものに及ばない。
3. 評価特良以下においても、減点条項に該当するものは、その大小可否に応じ、評価、席次は減点条項を適用する。

不正行為について

年齢の不正ならびに毛色、欠歯、咬合、片睪丸、舌斑などに対する人工作為は不正として許さない。これで得た賞歴は後日判明した場合は取り消す。またその出陳者については定款第 11 条を適用して懲戒する。

甲斐犬、北海道犬について

日本犬標準と日保の審査基準の中で、犬種の特徴を考慮して対処する。尚、甲斐犬、北海道犬については次のとおり具体的数字及び表現を加える。

1. 日本犬標準（中型）で審査する。但し体高の下限を雄、雌ともに当分の間 3 cm を許容する。
2. 舌斑は許容する。
3. 虎毛は鮮明なものをよしとする。

先天的奇形のあるものについて

日本犬として好ましくないものは失格とする。